

平成25年度（2013年）香川県回答

【要望1】「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を香川県で具体的に推進していくために早く条例を制定してください。制定にあたっては、「障害者差別解消支援地域協議会」を作り、香川障害フォーラムを協議会の委員に入れてください。

【回答1】「障害者差別解消法」については、今後、国が基本方針を定め、それに基づき、県においても対応方針を作成していくこととなる。条例制定及び協議会の設置については、これらを踏まえ、他県の条例制定に向けての動きも検討しつつ、県内の状況等を総合的に判断し、対応していきたいと考えています。

【要望2】精神障害者の親亡きあと、高齢化した時、住むべき居場所の確保が困難な状態であります。一般の高齢者住宅へは偏見、差別等があり入所はできません。私達精神障害者の終（つい）の住家・住宅の確保+日中のデイケアセンターの建設を香川県内に早急をお願いします。

【回答2】精神障害者の住まいの確保については、「かがわ障害者プラン」で平成26年度までに必要な障害者用グループホームのサービス量を見込み、障害福祉サービス事業者に対する補助なども行いながら整備してきており、今後とも必要量の確保に努めたいと考えています。

また、精神科デイ・ケア施設は16か所、ナイト・ケア施設は1か所、デイ・ナイト・ケア施設は5か所、ショートケア施設は8か所整備されていますが（H25.6月末現在）、今後とも、精神障害者の地域定着のため、整備を推進します。

【要望3】高齢者住宅財団の「高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業」を関係団体に周知・指導してください。また、財団法人高齢者住宅財団の家賃債務保証制度をH・Pや賃貸業者などにPRし、賃貸住宅への入居を支援してください。

【回答3】「高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業」は、高齢者等が安心して地域で暮らせるよう、住宅整備等の先導的な取組みに対して補助を行う国の事業であり、県としても、今後とも、国の動向を見ながら、制度の周知・啓発に努めてまいります。

また、家賃債務保証制度については、県のHPをはじめ、業界団体の会報紙や講習会での情報提供などを通じてPRを行っており、今後も積極的に取り組んでまいります。

【要望4】聴覚障害者への情報保障を守るために県が率先して市町の要約筆記奉仕員養成事業及び派遣事業を推進してください。

【回答4】要約筆記奉仕員養成派遣事業は市町村の任意事業となっているが、その実施を市町に要請してまいります。

【要望5】県主催のイベントや講演会などには要約筆記の派遣を積極的にお願いします。

【回答5】意思疎通支援者の派遣については、要約筆記の派遣も含めて、効果的な派遣ができよう検討してまいります。

【要望6】病院では胃透視などを受ける聴覚障害者には窓越しからわかりやすいように、指示板の設置をお願いしてください。

【回答6】胃透視の場合、撮影の体勢によって窓越しからの指示板では見えない場合があるため、患者の近くに寄り添っての筆談やジェスチャーにより指示を行っている。

【要望7】救急車には大声でもわからない聴覚障害者もいますので、筆談ボードなどでコミュニケーション手段を考慮してください。

【回答7】救急隊（救急車）では、傷病者（救急搬送の必要な方）への症状などの聞き取りに際し、筆談の必要がある場合は車内のホワイトボードや大き目のメモ用紙等に分かりやすい（大き目の）字で筆談を行っています。

【要望8】改正障害者基本法に定められていることを本人・保護者に対して十分な情報提供を、また、教育面において本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合理的配慮を実施してください。

【回答8】平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正により、就学先決定の仕組みが改正され、市町教育委員会が本人・保護者に十分な情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図ることが示された。また、市町教育委員会で行われる専門家の意見聴取の場において、本人・保護者の意向を聴取することも明示されている。

県教育委員会としては、市町教育委員会および学校が、新しい就学先決定の仕組みや合理的配慮についての考えに基づいて、本人・保護者とていねいな教育相談を積み重ね、合意形成を図ることができるよう、働きかけている。

また、子どもの状態を把握し、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じ、現在必要とされている合理的配慮について共通理解を図り、合理的配慮の提供に努めるよう、市町教育委員会および学校に働きかけている。

今後とも、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導が行われるよう努めてまいりたい。

【要望9】障害のある生徒（成人も含む）の後期中等教育への就学を促進するため、学力テストで点数の取れない知的障害のある受験生や、面接時に言語の障害により聞き取ることの出来にくい受験生に対しては、「自己申告書」等の添付書類（千葉県、神奈川県等が実施）を選抜の資料にしてください。

また、「知的障害」ゆえに学力検査等において点数をとることが出来ない受験生に対して、それを補完することのできる合理的配慮（東京都のような選考の特例）を認めてください。定員内不合格者を出さないでください。

【回答9】「自己申告書」は、入学者選抜において提出すべき書類に含まれておらず、特定の者のみに対して「自己申告書」を提出させ、選抜の資料にすることは、他の受験生との公平性という観点からできない。

○入学者選抜は、同一の基準で行っており、選考の特例を認めることはできない。

○入学者選抜は、それぞれの学校・学科で入学後の教育を受けられる能力・適性があるかどうかを基準として行うことから、志願者数が定員に満たない学校・学科等においても不合格者が生じることがある。

香川障害フォーラムの要望に対する回答（各市・町）

【要望1】「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を高松市で具体的に推進していくために早く条例を制定してください。制定にあたっては「障害者差別解消支援地域協議会」を作り、香川障害フォーラムを協議会の委員に入れてください。

【高松市回答】本市では、平成7年に「高松市人権擁護に関する条例」を制定し、障害者差別を始め、あらゆる差別をなくし、すべての人々の人権が尊重されるまちづくりを目指しているところです。

このような中、平成25年6月、国は、いわゆる障害者差別解消法を制定し28年4月の施行までの間に、基本方針や対応要領、対応指針を作成・周知し、どのようなことが障害を理由とする差別に当たるのかについて、社会全体でその認識を共有して差別をなくすための取組を推進することによって、差別のない社会を目指すとしています。

国の基本方針には、障害を理由とする差別の解消に向けた施策の基本的な方向を始め対応要領、対応指針に盛り込むべき事項、作成にあたって留意すべき点、相談、紛争の防止・解決の仕組みや地域協議会などについての基本的な考え方などが示される予定です。

本市としては、国の基本方針策定の動向に注視しながら、条例制定の必要性を見極めてまいりたいと存じます。

【丸亀市回答】「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成25年6月26日に公布されましたが、今後、国において基本方針、対応要領等が定められる事となっております。国・県や県内他市町の動向をみながら検討を進めてまいりたいと考えます。

【坂出市回答】本市では平成25年10月に「坂出市人権尊重のまちづくり条例」を制定いたしました。この条例には障がい者等を理由とした差別を含め、根拠のない偏見や差別など、あらゆる人権課題の解決に向けて市の姿勢、果たすべき役割、責務を明確にするための条例となっており、障がい者に特化したものではありませんが、制定にあたっては障がい者団体を含む坂出市人権啓発推進会議の皆様の見解を聞く中で、人権を尊重するまちづくりの充実に向けての条例となっております。

【善通寺市回答】条例の制定については未定ですが、制定の際には協議会の設置、また委員の選任についても要望の趣旨を視野に入れながら、取り組みたいと考えています。

【観音寺市回答】平成25年6月26日に公布された本法律の施行については、一部を除き平成28年4月1日とされていることから、施行に併せて制定等を進めていきたいと考えております。類似関係協議会の活用を含めて検討したいと考えておりますので、委員としてお願いすることを決定しましたら、ご協力をお願いいたします。

【さぬき市回答】本市では、障害者差別をはじめあらゆる差別をなくし、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを目指して、平成14年度に「さぬき市差別をなくし、人権を擁護する条例」を制定し、基本的人権の擁護に関する施策を推進しているところであり、この条例の規定に基づき、差別をなくし、人権を擁護するために必要な教育・啓発活動及び生活環境の改善等社会福祉の増進に関する施策の推進を図ることとしているため、現時点では新たな条例の制定は予定していません。

今後とも、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第3条に規定する障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の策定及び実施に努めてまいりたいと考えております。

【三豊市回答】25年度に表題の法律が制定され、市において表題の協議会を組織することができるこ

とになりました。ただ、市としてどのように運営すればよいか、どのような規約にすればよいか、研究しなければなりません。他市町の状況を参考にしながら進めたいと思います。

【要望2】 高齢者住宅財団の「高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業」を関係団体に周知・指導してください。また、財団法人高齢者住宅財団の家賃債務保証制度をHPや賃貸業者などにPRし、賃貸住宅への入居を支援してください。

【高松市回答】 高齢者住宅財団の家賃債務保証制度については、財団の周知用リーフレットを委託相談支援事業所に送付するほか、今後、障がい者の関係団体が集まる機会を捉えてリーフレットを配布するなどし、制度の周知に協力してまいりたいと存じます。

また、市民の皆様や賃貸業者の方などの目にとまりやすいよう、障がい福祉課のホームページの中でも制度を紹介するとともに、窓口にもリーフレットを設置し障がい者の賃貸住宅への入居を支援してまいりたいと存じます。

【丸亀市回答】 財団法人高齢者住宅財団が実施している「高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業」や「家賃債務保証制度」については高齢者や障害者等が賃貸住宅に入居し易くなる制度であると考えます。今後、関係団体等への情報提供に努めてまいりたいと考えます。

【坂出市回答】 市から直接事業者等に指導することについては困難であると思われませんが、当該事業や制度を紹介したリーフレット等があれば窓口での対応においてPRしてまいりたいと考えます。

【善通寺市回答】 市から関係団体、事業者に指導を行うことは困難ですが、リーフレット等を活用しての広報・PRに努めてまいりたいと考えています。

【観音寺市回答】 家賃債務保証制度により、障がい者等の民間住宅への入居が促進されるものと考えます。関係各課と連携を図りながら周知等を実施することにより支援していきたいと考えております。

【さぬき市回答】 本市では、障害者住宅入居等支援事業（居住サポート事業）を実施しており、賃貸住宅への入居を希望する障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援に努めているところです。今後とも当該制度の活用促進に努めるとともに、他制度の事業の活用・検討も図ってまいります。

【東かがわ市回答】 東かがわ市では、障害者住宅入居等支援事業（居住サポート事業）を平成23年10月1日から実施しています。また、財団法人高齢者住宅財団の事業について、同法人の意向を確認した上、必要に応じて今後とも協力していきたいと考えています。

【三豊市回答】 高齢者住宅財団の「高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業」を関係団体に周知・指導してください。また、財団法人高齢者住宅財団の家賃債務保証制度をHPや賃貸業者などにPRし、賃貸住宅への入居を支援してください。

【要望3】 聴覚障害者への非常時における対応を確立してください。

【丸亀市回答】 避難行動要支援者プランのなかで今後、検討していきたいと考えています。

【坂出市回答】 現在、坂出市では災害時要援護者避難支援計画（法改正により平成26年4月から災害時避難行動要支援者避難支援計画に名称変更します。）を策定し、自主防災組織等を通して個人に応じた個別計画により対応することを基本としております。また聴覚・視覚障がい者の対応するため消防本部に緊急通報受信設備として「FAX119番」があり、FAXで119番をダイヤルすると消防本部の指令室にFAXが入ります。それから災害時の避難勧告等の情報は香川県防災情報メール、市ホームページ、ツイッター、KBNテロップ、携帯電話3社の緊急速報メール（エリアメール）で配信していますのでご活用ください。

【善通寺市回答】 要援護者で、居宅要援護者把握・災害時等要援護者登録事業に登録を同意された方を対象に、救急医療情報キットを配布し適切な救急医療活動に活用できるようにしています。また、消防署へのFAX通報制度、Eメールによる通報制度など、緊急時の対応や安全が確保されるよう努めています。

【観音寺市回答】 聴覚障害者を含め、援護が必要な方については、観音寺市災害時要援護者支援制度実施要綱第3条に基づく登録をいただいております。自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防署、警察署等の関係機関に情報提供を行うことにより支援を実施することとしております。

【さぬき市回答】 本市では、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにするため、「さぬき市避難行動要支援者避難支援計画」を策定し（現在策定中）、避難行動要支援者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制の強化に努めてまいります。

【東かがわ市回答】 災害時の緊急放送や行政情報を伝える告知放送端末を設置していますが、情報伝達手段として音声による告知のほかに、聴覚に障がいを持たれている方などに対してファクシミリ送信ができるよう対策しています。また、メール配信サービスにおいても災害時の緊急情報を提供しています。

【三豊市回答】 市では、障害のある人等を始めとする災害時要援護者の避難対策として、災害時要援護者登録台帳を作成しており、災害が発生したときに避難所へ避難することが困難で、家族等の支援が十分に受けられず地域の方々の支援を必要とする人(災害時要援護者)の登録を行っています。災害時の聴覚障害者への情報提供等には、手話通訳者の確保・派遣は極めて重要であると考えています。

今後、関係部局とも連携をとりながら、災害時における手話通訳者の確保・派遣などについて、検討していききたい。

【要望4】 高松市が実施する地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業を利用して言語障害があり独り暮らしの重度障害者が入院した時に医師・看護師などとの意思疎通がスムーズに行われるように拡大解釈で支援サービスが受けられるようにしてください。

【丸亀市回答】 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業につきましては、現在のところ実施予定はありません。今後、他市町の状況等をみながら検討してまいりたいと考えます。

【坂出市回答】 県内の状況を見ながら具体的なニーズや関係者の意見を聞かなかで検討してまいります。

【善通寺市回答】 現在のところ実施予定はありませんが、今後、県内他市町の動向をみながら、検討したいと考えています。

【観音寺市回答】 入院時においては、病院におけるケースワーカー等が医師・看護師との意思疎通のパイプ役を担うものと考えております。他市の状況を考慮しながら検討をしていききたいと考えております。

【さぬき市回答】 制度上対応可能なケースと思われますので、個別の案件については随時ご相談ください。

【東かがわ市回答】 個別具体的事例により検討します。

【三豊市回答】 派遣対象については、(1)受診等のために医療機関へ出向く場合、(2)届出、申請、相談、行事参加等のために官公庁、学校等の公的機関へ行く場合、(3)奉仕活動に参加する場合とされており、営利を目的としていたり、政治活動行為や宗教的な目的がある場合、また、講演会等の主催者側の経費で賄える場合を除いて、制限を設けているものではありません。あくまで、聴覚障害者が対象であり、必要時には、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を実施しています。

地域生活支援事業は障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを補完し、地域の実情に応じてサービスの提供を行う事業であります。この件については、司法の判断を参考に、県や他市の状況も踏まえて協議していききたい。

【要望5】 公的施設に、雨天時に車椅子の方が乗降する時の雨除け用カーポート等を設置してください。

【丸亀市回答】 本庁舎においては、現在、雨除け用カーポートは設置しておりませんが、正面玄関入口には庇を設けております。雨天時を含め、正面玄関入口での乗降が可能ですので、ご利用ください。尚、運転者の場合には駐車も可能ですので、入口で申し出ください。

【坂出市回答】 雨天時に車椅子の方が乗降する時の雨除け用カーポート等の設置については財政的な事情等により即対応することは困難ですが、公的施設の建替え及び改修時に検討してまいりたいと考えています。

【善通寺市回答】 公的施設のカーポート等の設置については財政的な問題もあることから、即対応することは困難ですが、今後検討してまいりたいと考えています。なお、市庁舎、総合会館については、玄関前に雨よけの屋根と駐車スペースがありますので、乗降の際に利用していただければと考えています。

【観音寺市回答】 平成27年5月開庁予定の新庁舎については、スペースを設けるようにしております。また、既存施設及び改修する施設についても、利用者のニーズや施設のスペースを考慮しながら、改善していききたいと考えておりますが、財政的な問題もあることから、即時対応することは困難ですが、今後検討してまいりたいと考えています。

【さぬき市回答】 今後の公共施設の新規工事時や既存施設改修時に検討を図ってまいります。

【東かがわ市回答】 個別具体的事例により検討します。

【三豊市回答】 全ての公的施設にというのは無理ではありますが、最近設置された施設とか大きい施設には設置されており、建築部局も障害者にやさしい建築基準に心がけていると思われれます。福祉部局も建築部局に働きかけをしますので、順次改善は成されていくと思われれます。

【要望6】 高松市のように聴覚障害者のためのお知らせランプやセンサー付き腕時計など健常者が同居していても給付できるようにしてください。

【丸亀市回答】聴覚障害者用屋内信号装置につきましては、聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯を対象としています。現時点では健常者が同居している場合は対象としておりません。近隣市町の給付状況等をみながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えます。

【坂出市回答】上記については高松市同様に給付可能です。

【善通寺市回答】聴覚障害者と健聴者が同居する世帯であっても、聴覚障害者用屋内信号装置など、場合によって日常生活上、必要性の生じる用具については、給付の対象とするよう検討しています。

【観音寺市回答】日常生活用具についても、利用者にとって便利で安全な製品が次々と開発されているため、要綱の見直しを含め、その必要性を鑑み検討していきたいと考えております。

【さぬき市回答】例えば同居の健聴者が仕事、学校その他の理由により日中等長時間又は長期間不在であるなど、聴覚障害者のみの世帯に準ずると認められる世帯につきましても対応しておりますので、個別の案件については随時ご相談ください。

【東かがわ市回答】東かがわ市障害者等日常生活用具給付等事業では、「盲人用時計」の給付について世帯の条件を付していません。「聴覚障害者用室内信号装置」の給付については、「聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯であること」を条件としています。対象者の状態や家庭環境を総合的に考慮し、必要であると認められれば「準ずる世帯」としての取り扱いをしています。

【三豊市回答】国が示している日常生活用具の分類の中に表題のようなランプや腕時計はありません。高松市は財政力もあり、市単独事業もできるかもしれませんが、三豊市では、市単独で表題のようなランプや腕時計を給付できません。

【要望7】高松市のように福祉（介護）タクシー助成券を支給してください。

【丸亀市回答】本市では、市内に住所を有し身障・療育・精神の手帳所持者の内、在宅にあるものの中で、下記の条件のいずれかに該当する方に年間24枚の福祉タクシー助成券を支給しています。

（条件）常時車イスを利用しているもの 身障1級・療育〇A・精神1級 人工透析療法をしている人

【坂出市回答】現在のところ実施予定はありません。本市では障がい者の社会参加の促進を図るため平成25年4月より重度障がい者介助者用自動車改造助成制度を創設し、車椅子等を使用し介助を受けなければ移動が困難な在宅の重度障がい者（下肢または体幹機能障がい1・2級）及びその介助者に対し、自動車をリフト付き等に改造する経費または既に改造された新車を購入する経費の一部を助成しております。

【善通寺市回答】本市では、視覚、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の身体障害者手帳の交付を受けている方、マルAの療育手帳の交付を受けている方、常時車イスを使用している方を対象に福祉タクシー助成券を交付しています。

【観音寺市回答】市営バスである「のりあいバス」については、手帳を提示することにより無料になります。また、タクシーについては、1割引きとなっています。助成については他市の状況を状況等も勘案しながら、のりあいバスの利便性の向上に努めたいと考えております。

【さぬき市回答】障害者の個々の状況に応じて適切な外出支援を行うことは、地域において自立した生活を送り、また、幅広い分野にわたる社会参加を進めるうえで、非常に重要な役割を果たしていることから、本市においては外出支援に関する施策として、自立支援給付による行動援護や同行援護、地域生活支援事業による移動支援事業などの外出支援サービスの提供や自動車運転免許取得や自動車改造に要する費用の一部助成、本市コミュニティバスの料金割引等を実施しているところです。ご要望の福祉タクシー事業につきましては実施には至っていませんが、当面は前述の施策、制度や各種公共交通機関やタクシーの料金割引制度の有効活用をお願いいたします。

【東かがわ市回答】東かがわ市では、高齢者及び障害者の福祉の向上を図ることを目的に福祉バス運行事業を実施しています。また、福祉（介護）タクシーの助成券については、県内他市町の動向をみながら、調査・研究をしたいと考えています。

【三豊市回答】三豊市では、80歳以上の高齢者に一律8千円のタクシー券を支給していますが、高松市のように障害者のみへのタクシー券の支給をしておりません。この事業についても色々な議論があり、これを介護・障害者に対して成されるようにという意見もあります。そこで、この議論を進め、タクシーの助成券を研究していきたいと考えています。

【要望8】美術館の障害者用駐車場から美術館の入り口に行くには段差があります。スロープのある場所まで車椅子で行くには遠すぎるので、障害者駐車場から近い場所に段差解消をお願いしたい。

【丸亀市回答】現状では、東側入り口の段差を解消するのは難しい状況です。今後、利用状況等を調査した上で、建物北側のスロープ周辺での障害者用駐車場の確保等について引き続き検討してまいりたい

と考えます。

【要望 9】 移動介護の月の上限 20 時間を撤廃してください。

【坂出市回答】 移動支援の月の上限時間は設けておりません。坂出市移動支援給付事業実施要綱に基づいて、必要と認められる支援を行っております

【善通寺市回答】 特に上限を定めてはいません。

【観音寺市回答】 利用者の平均利用時間が 20 時間であったため、目安的なものとして定めた経緯があります。利用者の生活や社会参加の状況を勘案して指定特定相談支援事業所とともに作成いただくサービス等利用計画案を参考に個々のケースにより臨機応変に対応していきたいと考えております。

【さぬき市回答】 移動支援につきましては、障害者・児の自立生活や社会参加を促すためのものとして、社会生活上必要不可欠な外出に 10 時間、また、余暇活動等社会参加のための外出に 20 時間をそれぞれ上限として支給し、屋外での移動を支援しているところです。上限時間を設定することは、本制度を安定かつ適正に実施していく上でやむを得ない措置であると考えておりますが、利用者個々の生活実態により必要と認められる場合には、上限時間を超えた給付も検討しておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

【東かがわ市回答】 東かがわ市障害者等移動支援事業実施要綱第 6 条の規定（支援の利用時間は、1 人の利用につき原則として月に 20 時間を限度とする。ただし、同一月に社会生活上必要な外出をする必要がある場合は、月に 20 時間を超えて必要最低限の利用を認めることができる。）に基づき、個別具体的な事例により検討します。

【三豊市回答】 市の財政事情は年々悪化しており、ほとんどの事業が縮小をしております。法律の改正や国からの指導などがあれば別ですが、市独自の判断でとなると事業の拡大は難しいです。一般の市民の皆様にも行政が力不足でご迷惑をおかけしている中、皆様にもご理解を賜りたいと思っております。

【要望 10】 出生前診断で、子を産むことをやめる例があるので、障害があっても地域で過ごすことが大丈夫というように、親、子が安心して過ごせるように行政の制度を整え、正しい情報を伝えるようにしてください。

【さぬき市回答】 本市では、マタニティ教室や新生児・妊産婦訪問指導を実施し、妊産婦が安心して育児に取り組めるよう、関係機関と連携しながら支援体制の充実を図っています。今後も、妊産婦の個別の状況に応じた保健指導や地域での支援体制についての情報提供に努めます。

【要望 11】 改正障害者基本法に定められているように就学前診断について障害児が地域で学べるように行政からも情報提供し、また子が安心して学べるようにしてください。

【さぬき市回答】 現在、本市においては、障害のある子どもが適切な就学先を選択し、個に応じた十分な教育を受けることができる環境を早期から構築することを目的に、早期支援コーディネーターが幼稚園、保育所及び小学校を巡回訪問し、子どもへの支援に関する指導助言や保護者への教育相談などを行うことを主な内容とする、早期からの教育相談・支援体制構築事業に取り組んでいるところです。

今後も、障害者基本法の趣旨を踏まえ、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を保証するため、早期からの保護者への情報提供や相談体制の整備を推進するとともに、特別支援教育の充実を図ってまいりたいと考えています。

【要望 12】 災害の際、普段、障害児・者に近く、よくかかわるヘルパーさんと、行政との連携がはかれるようにしてください。

【さぬき市回答】 「要望 2」の「さぬき市避難行動要支援者避難支援計画」の策定に際し、避難支援計画の対象となる避難行動要支援者を支援する避難支援等関係者について定めることとしていますが、当該障害児・者と関わりのあるホームヘルパー等の介護職員が避難支援等関係者となり得るかや、福祉避難所を設置した際のホームヘルパー派遣等福祉サービスの提供など、災害時における障害児・者と介護職員との関わりについて検討してまいります。

【要望 13】 コミュニケーション支援事業の充実強化を推進してください。

【観音寺市回答】 本市コミュニケーション支援事業は、手話通訳設置事業として、毎週金曜日に福祉事務所に設置することにより、聴覚障害者等の相談及び助言などを行っております。また、手話通訳者派遣事業として、通常の通訳者派遣に加え、毎月第 2 月曜日には西讃ふくろうセンターに通訳者を派遣するなど、利用者の日常生活及び社会生活の支援に努めています。

【要望 14】 車道脇の歩道で、車が駐車場等の施設から車道へ出るための勾配は、車椅子にとっては大変危険である。また高松市役所の北側と東側の歩道の真ん中が盛り上がっていて危険であるので、検討をお願いしたい。

【高松市回答】 これまで歩行者等の安全性を高めるために、歩道等を車道より高く整備してきたことから、車両乗入部（民地との出入りのために歩道が切下げられている部分）などいわゆる波打ちなどが存在し、高齢者や身体障害者の移動のしやすさの制約となっているため、最近では歩道等を新設する場合は車道との高低差の少ない構造で整備をしており円滑な通行の確保を図っているところでございます。一方、これまでの歩道につきましては、高齢者や障害者に優しいまちづくりを推進するため、高松市交通バリアフリー基本構想に基づき、これまでフェリー通りなど7路線において歩道等の段差を解消してきたところです。また市役所周辺の歩道は、幅が狭いことなどから段差を解消することは困難でございますが、今後、庁舎改修等の際に担当部局と協議し、誰もが快適に通行できる構造を検討してまいりたいと存じます。

【要望15】 総合福祉会館、中央図書館、コミュニティセンターの施設に、雨天時に車椅子の方が乗降する時の雨除け用カーポート等を設置してください。

【高松市回答】

○総合福祉会館……総合福祉会館につきましては、開館から30年余りが経過し老朽化や耐震性の問題などにより、移転改築を基本として今後のあり方を検討しているところです。そのため駐車場も含めた新しい施設整備について、市民の御意見もお聞きしながら障がい者にも配慮した施設となるよう様々な角度から検討してまいりたいと存じます。

○中央図書館……中央図書館においては、現在、図書館入口にできる限り近い場所に障がい者および妊婦用駐車スペースを2台分確保しております。雨天時の車椅子での図書館来館・利用に際しては、駐車場到着時に電話連絡いただければ職員が乗降の援助をすることといたしております。ご指摘の雨除け用カーポートの設置については、今後、検討してまいりたいと存じます。

○コミュニティセンター……雨天時に車椅子の方が乗降する時の雨除け用カーポート等の設置につきましては、施設のバリアフリー化を検討する中において検討してまいりたいと存じます。また今後改築などの整備を行う施設につきましては、御要望を踏まえ、ユニバーサルデザインに配慮した整備に取り組んでまいりたいと存じます。

【要望16】 障害者福祉金を廃止する方針が示されたが、来年からは消費税が上がり生活保護も下がれば障害年金も下がると考える。このような現状の中で障害者の生活は困難になる。せめて所得制限を付けて支給していただきたい。

【高松市回答】 障がい者福祉施策については、障害基礎年金や特別障害者手当などにより、福祉金の支給が始まった当時の昭和48年と比べ、格段に経済的な支援制度が充実してきているものと存じます。また障害者総合支援法に基づき、生活介護や自立訓練、地域生活支援などの多様な障害福祉サービスが提供され、平成22年度からは、低所得者は、これらのサービスが無料で利用できる制度となっており、福祉金支給の当初の政策目的は、おおむね達成されていることなどの理由から、総合的に勘案してこれを廃止し、その財源を、より必要性や効果の高い施策に活用することとしたものでございます。なお障害児福祉金については、成長に伴い補装具の購入などに経費が掛かるため、障がい児のいる家庭の経済的負担を、引き続き軽減する必要があることから継続して支給することとしております。

御提案の所得制限の導入についてですが、障害年金や特別障害者手当などが課税の対象外となっていることから所得の有無によって福祉金の給付対象を決めるという方法は適当でないと考えております。

障害者福祉金の見直しについては、平成25年11月に開催しました学識経験者や関係団体の方などで構成する「高松市障害者施策推進懇談会」において意見を伺い、おおむね本市の方針に理解が得られたところでございます。

この度の見直しについては、様々な御意見があるものと存じておりますが、今後とも障がいのある方が参加する団体などに理解が得られるよう丁寧に説明してまいりたいと存じます。

【要望17】 地域の学校の通常の学級で合理的配慮をうけて、障害のある子もない子も共に学び育ち合うインクルーシブ教育を受けたいと希望する障害のある本人・保護者の意見を最大限尊重してください。

【高松市回答】 本市教育委員会では、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の判断を行っています。決定については、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な合理的配慮の内容について合意形成を行うことを原則とし、最終的には教育委員会が決定することとしています。

学校における教育内容・方法については、一人ひとりの教育的ニーズを把握した上で、個別の支援計画等を作成し、適切な指導や必要な支援の充実に努めているところです。

また本市として、小・中学校に特別支援教育支援員やサポーターを配置し、学校生活上・学習上の支援を行っているところです。さらに施設・設備面においても子どもの障がいの状態や程度に応じて、その整備に努めているところです。